【資料1】

隣地統合・空家除却補助の改定イメージ

◆既存イメージ◆

狭小または未接道な敷地を隣地と統合し、一体利用する場合

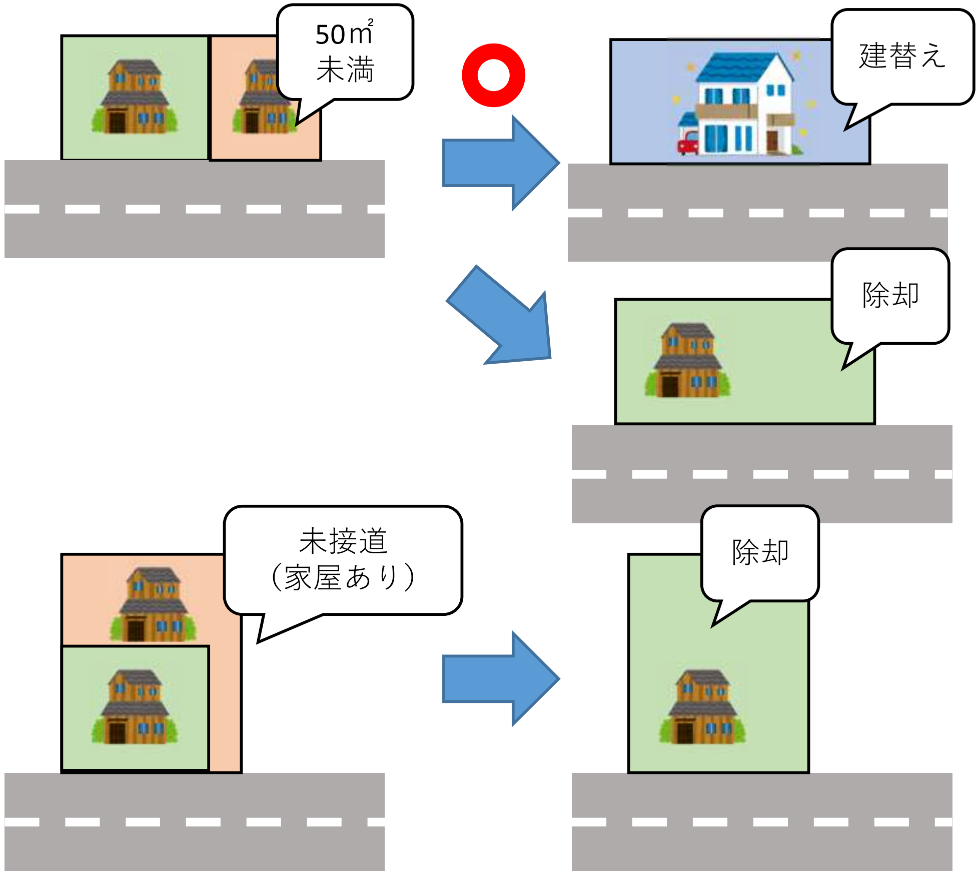

・50㎡未満の土地とその隣地を統合して一体として使う場合に補助を行う。
・未接道地の場合、面積要件はない。
・どちらかの家屋が除却補助の要件を満たしている空家ならば、除却補助との併用はできる。

・除却補助は市内業者に限定する。

◆改正イメージ◆

狭小または未接道な敷地を隣地と統合し、一体利用する場合

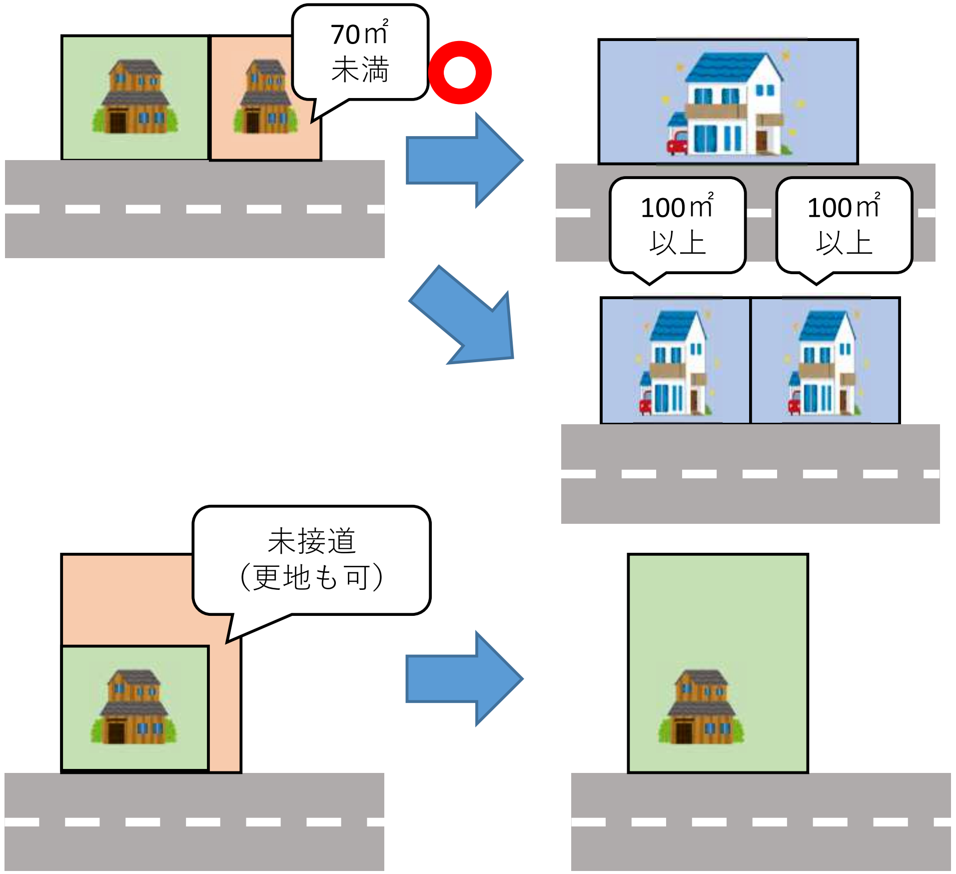

・70㎡未満の土地とその隣地を統合して一体として使う場合に補助を行う。
・統合後の土地について、それぞれ100㎡以上になるのであれば分筆を可能にする。
・未接道地の場合、更地でも統合補助の利用を可能とする。
・除却補助については市内業者に限定しない。